

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

四九

告 示

○漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めため届出があった件

四九

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件

四〇

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

四二

○特定保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案について公告する件

四二

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関

四二

する法律の規定により公聴会を開催する件

四三

○産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件

四三

○介護老人保健施設の開設を許可した件

四三

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として指定した件

四三

○職業訓練指導員試験を実施する件

四三

○農地保有合理化事業規程の廃止について承認した件

四三

○土地改良法により換地処分をした旨届出があった件

四三

○建設業法の規定により建設業の許可を取り消した件

四三

福島県教育委員会
○博物館法第十三条第二項による変更登録をした件

四四

福島県警察本部
○一般競争入札を行う件

四四

部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第六十三号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社福島銀行の項中「郡山支店」の下に「、郡山支店さくら通出張所」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年七月六日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第四百十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市小名浜港ヶ丘四番地の四

同 市小名浜字船引場十八番地の十三

同 市小名浜字古湊二十八番地

伊藤 良一
小野 保
株式会社酢屋商店
代表取締役 野崎 哲

2 加入区の名称

小名浜加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

小名浜漁業協同組合 小名浜機船底曳網漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十一年六月二十六日から同年七月十日まで

2 縦覧の場所

いわき市小名浜字栄町五 小名浜漁業協同組合

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一

福島県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年六月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

（水産課）

- 一 保安林予定森林の所在場所
東白川郡塙町大字木野反字木反沢六一の一（次の図に示す部分に限る。）、字一野沢六五、六六、八〇、八二の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十一年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道長塚 請戸浪江 線	双葉郡浪江町大字請戸 字舩倉五一番地先から 同 郡同 町大字棚塩 字町田六五番一地先ま	変更前	A 六・〇〇	一、一六一・〇
		変更後	A 六・〇〇	

福島県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十一年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

（道路計画課）

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道浪江 鹿島線	南相馬市原町区矢川原 字川原二六三番二地先 から 同 市原町区矢川原 字川原二一九番一地先 まで	変更前	七・六〇	二〇三・二一
		変更後	一一・〇〇	

（道路計画課）

福島県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十一年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道広野 小高線	双葉郡浪江町大字請戸 字舩倉五一番地先から	変更前	A 六・〇〇	九六七・〇
		変更後	A 二七・〇〇	

公 告

公告第三百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十一年六月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

同 郡同 町大字北幾 世橋字小熊野一〇八番 二地先まで	変更後	A 六・〇〇 二七・〇〇 B 一一・五〇 五六・〇〇	九六七・〇 一、〇四六・六
-----------------------------------	-----	-------------------------------------------	------------------

（道路計画課）

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年六月十日
- 二 名称
特定非営利活動法人会津国際女性協会
- 三 代表者の氏名
ホーランド 純子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市中島町十一番二十号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、国際社会についての知識向上のための相談・支援に関する事業、良識のある国際人の育成及び国際結婚や子育て支援に関する情報を提供し、相互交流・セミナー・講演会・ボランティアを通して個人、団体、地域へ、それらの企画・開催する事業を行い、国内及び国際社会に貢献・寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百五十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づく特別保護地区を指定したので、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年六月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 特別保護地区の名称
田島鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域
南会津郡南会津町田島字寺山甲四千五百六十八番地、甲三千七百七十番地の一のうち通称大久保沢によって区分された西側の区域並びに字寺前甲二千九百七十番地、甲二千九百七十一番地の一、甲二千九百七十一番地の二及び甲二千九百七十二番地の区域
- 三 特別保護地区の存続期間
平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - 1 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - 2 特別保護地区の指定目的
田島鳥獣保護区のうち徳昌寺境内と通称大久保沢西側の山林からなる当該地区は、スギ、アカマツ等の人工林やコナラ、ミズナラ等の天然林が群生した山地帯であり、キビタキ、オオルリ、カラス等の鳥類及びニホンリス、ムササビ、カモシカ、ツキノワグマ等の獣類の良好な生息環境の場が形成されている。
- このため、田島鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を特別保護地区に指定することにより、多様な鳥獣の生活環境を保全する。
- 五 縦覧場所
福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県南会津地方振興局県民環境部県民環境課
- 六 縦覧期間
平成二十一年六月二十六日から同年七月九日まで

（自然保護課）

公告第三百六十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。
平成二十一年六月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

日 時	場 所	案 件
平成二十一年七月二十七日 午後一時三〇分	南会津合同庁舎二階会議室	田島鳥獣保護区特別保護地区の指定について

（自然保護課）

公告第三百六十一号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十一年六月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
株式会社緑生 代表取締役 石原 央基
福島県相馬郡飯館村小宮字沼平五五一
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県相馬郡飯館村小宮字沼平地内
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
がれき類の破碎施設
廃プラスチック類の破碎施設
廃プラスチック類の破碎施設兼木くずの破碎施設
産業廃棄物指定処理施設（産業廃棄物の圧縮梱包施設）
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
がれき類の破碎施設 八〇八トン毎日（八時間）
廃プラスチック類の破碎施設 二〇トン毎日（一〇時間）
廃プラスチック類の破碎施設兼木くずの破碎施設 四五トン毎日（一〇時間）
産業廃棄物指定処理施設（産業廃棄物の圧縮梱包施設） 三二トン毎日（八時間）
（産業廃棄物種）

公告第三百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成二十一年六月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

施設の名称	施設の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	許可年月日
介護老人保健施設ほのぼの	西白河郡矢吹町井戸尻四四五	医療法人櫻仁会	西白河郡矢吹町井戸尻四四五	平成二十一年六月一七日

（高齢福祉課）

公告第三百六十三号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項及び第八条の三の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として、平成二十一年六月十七日次のとおり指定した。

平成二十一年六月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 主催者の名称及び事務所の所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 開催年月日及び場所
1 クリーニング師の研修
開催年月日 平成二十一年九月七日
場所 福島県産業交流館（ビックパレットふくしま）郡山市安積町日出山字北千保一九番地の八
- 2 業務従事者に対する講習
開催年月日 平成二十一年九月七日
場所 福島県産業交流館（ビックパレットふくしま）郡山市安積町日出山字北千保一九番地の八

三 受講料

- 1 クリーニング師の研修受講料 五千円
- 2 業務従事者に対する講習受講料 四千五百円

（食品生活衛生課）

公告第三百六十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、平成二十一年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成二十一年六月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験区分及び受験資格
試験区分及び受験資格は、次の表のとおりとする。

試験区分	免 許 職 種	受 験 資 格
学科試験	職業能力開発促進法施行規則（昭	法第三十条第三項各号に掲げる者

のうち指 和四十四年労働省令第二十四号。
 導方法 以下「施行規則」という。）別表
 第十一に掲げるすべての免許職種
 (法第二十八条第五項各号のい
 らかに該当する者を除く。)であ
 ること。

二 試験科目

施行規則別表第十一学科試験の科目の欄に掲げる指導方法とする。

三 試験の免除

施行規則第四十六条の表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験(学科試験のうち指導方法に限る。)を免除する。

四 試験期日

平成二十一年九月五日(土)

五 試験場所

福島県立テクノアカデミー郡山 郡山市上野山五番地

六 受験申請書の提出期間及び提出先

1 提出期間

平成二十一年七月十三日(月)から同年八月十三日(木)まで(土曜日、日曜日及び同年七月二十日(月)を除く。)。ただし、郵送による場合は、同年八月十三日(木)までの消印があるものに限り有効とする。

2 提出先

福島県商工労働部産業振興総室産業人材育成課(郵便番号九六〇一八六七〇 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎十階)

七 合格判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とする。

八 合格発表

平成二十一年九月二十五日(金)に合格者の受験番号を福島県庁前の掲示場に掲示し、福島県報に登載し、及び福島県のホームページに掲載するほか、合格者には、合格通知を送付する。

九 受験手数料

試験の手料は、三千百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験申請書にはって納入すること(消印はしないこと)。

十 その他

- 1 受験申請書の用紙は、福島県商工労働部産業振興総室産業人材育成課で配布する。受験申請書の用紙の郵送を希望する場合には、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、請求すること。
- 2 不明な点は、福島県商工労働部産業振興総室産業人材育成課(電話〇二四一五二一―七八二九)に問い合わせること。

(産業人材育成課)

公告第三百六十五号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。)第八
 条第一項の規定により、農地保有合理化事業規程の廃止について次のとおり承認した。
 平成二十一年六月二十六日
 福島県知事 佐藤 雄 平

一 農地保有合理化法人の名称及び住所

財団法人たていわ農業公社 南会津郡南会津町松戸原百五十六番地

二 農地保有合理化事業の種類

- 1 農地売買等事業(法第四条第二項第一号に規定する事業)
- 2 研修等事業(法第四条第二項第四号に規定する事業)

三 承認年月日

平成二十一年六月十八日

(農業担い手課)

公告第三百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条で準用する同法第五十四条
 第三項の規定により、高橋幸次ほか五人から平成二十一年六月十六日共同して行っ
 ての高越松ヶ作地区の区画整理事業に係る換地処分をした旨届出があった。
 平成二十一年六月二十六日
 福島県知事 佐藤 雄 平
 (農地管理課)

公告第三百六十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定による処分をしたので
 次のとおり公告する。
 平成二十一年六月二十六日
 福島県知事 佐藤 雄 平

一 処分をした年月日

平成二十一年六月十二日

二 被処分者

1 商号又は名称 有限会社ケーズチーム(旧)有限会社武澤工務店

2 主たる営業所の所在地 相馬郡新地町小川字清水小路二三番地の六

3 代表者の氏名 武澤 利美(旧)武澤 成典

4 許可番号 福島県知事許可(般一六)第二二一三〇七号

三 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有有限会社ケーズチームの取締役は、平成二十年四月十一日、刑法違反(詐欺)によ
 り懲役二年の刑が確定した。
 このことは、建設業法第二十九条第一項第二号に該当する。

(技術管理課建設産業室)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第五号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十三条第二項の規定により、次のとおり博物館の登録事項の変更登録をした。

平成二十一年六月二十六日

福島県教育委員会

名	称	変 更 年 月 日
変更前	奥会津地方歴史民俗資料館	平成二十一年六月二十六日
変更後	奥会津博物館	

(社会経済課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第36号

交通調査解析及び交通管制システム等設計業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成21年6月26日

福島県警察本部長 久保 潤 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量 交通調査解析及び交通管制システム等設計委託5-1業務 一式
 - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結の日から平成21年9月30日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制度措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める業務内容と同種の業務の履行実績があり、かつ、業務を確実に履

行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成21年7月3日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年7月9日(木)午前10時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会計課)